

令和5年12月1日

加入事業所様各位

マツダ健康保険組合

TEL(082)287-4644  
(代表内線) 22860

## 健康保険「資格取得届」「資格喪失届」「被扶養者異動届」の 5日以内の届出について（お願い）

平素より健康保険組合の運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法施行規則が改正され、令和5年6月1日から事業主は資格取得の事実があった日から5日以内に、マイナンバーを記載した「資格取得届」を健保組合へ届け出る義務があることが明文化されました。

令和6年秋頃(予定)に、現行の健康保険証の交付は廃止され、原則としてマイナンバーカードによる保険診療のみになることが、政府関係先から表明されております。

つきましては、保険者による迅速かつ正確なデータ登録を確保するため、「資格取得届」等の届出につきましては、5日以内にお届けいただきますようお願い申し上げます。

### 【健康保険・資格取得届等に関するチラシ】

・資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記載をお願いします

以上